

令和4年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年12月2日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年12月2日 午前9時宣告

開 議 令和4年12月2日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正	13番	永田	耕朗
	14番	藤原	健祐						

欠席議員 10番 森 正彦

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
11番 松浦 隆起 12番 岡村 統正

令和4年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年12月2日 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5		陳情について
日程第6	議案第73号	令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号）
日程第7	議案第74号	令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第75号	令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第76号	令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第77号	令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第78号	令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第79号	令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第80号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第81号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第82号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16	議案第 8 3 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 8 4 号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 8 5 号	佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 8 6 号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 8 7 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 21	議案第 8 8 号	佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和4年12月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、森議員から欠席の届けがっております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、松浦隆起君、12番、岡村統正君の両名を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

おはようございます。12月定例会の会期及び運営につきまして、11月25日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日12月2日を開会日とし、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。3日土曜日、4日日曜日は休会とします。5日月曜日、6日火曜日は一般質問を行います。終了後、常任委員会審査報告を行います。7日水曜日は休会とし、議員全員協議会を開きます。8日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、12月2日から8日までの、7日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から8日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

9月定例会後の重立ったものについて、報告します。

9月21日、シェーンバッハサボアにおいて、令和4年度町村議会広報研修会が開催され、編集委員の皆様と一緒に出席しました。講師は、熊本大学客員教授越地真一郎氏と杉並区広報専門官谷宏明氏、全国広報コンクール審査委員の吉村潔氏でありました。研修内容は、具体的に紙面の内容が伝わるための創意工夫など、非常に多岐にわたっていましたが、大変有意義な研修会でした。特に、越地先生の講演は、議会の存在感を高めるとともに、編集委員会の権限強化を図ることが重要とのことでした。また、研修会終了後、練馬区の牧野記念庭園に牧野一淳氏を訪ね、ごあいさつ方々3人の学芸員の皆さんと、意見交換をしてみました。

10月7日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会が、国交省四国地方整備局に要望活動を行い、同行しました。佐川町関係では、川内ヶ谷のルミエール前の急カーブで、事故の多い川内ヶ谷橋の改良と、まきのさんの道の駅の駐車場やトイレの整備について要望をしてみました。荒瀬局長の話では、財務省との折衝の中でシーリングというわけではないが、全体的に10%カットなど大変厳しい状況とのことでした。

10月8日、自治会館において、県選出国會議員と町村長、議長との意見交換会が行われ出席しました。出席されました国會議員は、山本有二氏を除く6名が出席され、活発な意見が交換されました。時間の都合もあり、結果的には8名の方から質問や要望が出されました。芸西村からは、ナスなどの野菜の販売価格の下落対策について要望があり、片岡雄司佐川町長からは柳瀬川の河川改修事業の早期完成や、春日川などの堆積土砂のしゅんせつなど、河川の適正管理や、また障害のある子供への加配保育士を配置する障害児保育事業、また、放課後デイサービスなどの予算確保について意見交換をしました。国會議員の先生方からは、河川については国土強靱化のための5カ年加速化対策などの予算で支援し、障害福祉の地域生活支援事業については、必要となる予算の確保に努めるとのことでした。なお、高知新聞でも報道されておりましたように、国葬や旧統一教会問題については、政府として毅然として、説明責任を果たすことを求める意見がありました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が県民文化ホールで開催され、町内14名の御遺族の方々とともに参列し、献花をしてみました。

11月4日、高知県知事の「再び、濱田がまいりました」で知事一

行が来町され、道の駅の建設現場を皮切りに、牧野富太郎ふるさと館や青山文庫などの視察が行われ、同行しました。引き続き、桜座において、植物を中心としたまちづくりをテーマにした座談会が開催され、当町の取り組みの説明がありました。また、懇談会では、私からも知事に直接観光振興や文芸振興についての支援をお願いをしたところでもあります。

11月8日、東京のルポール麴町において、高知県町村議会議長と県選出の国会議員の意見交換会が行われ、今、佐川町執行部が取り組んでいる喫緊の課題の一つである、ぐるぐるバスのデマンド化について、内閣の国土交通委員会の梶原大介委員に直接陳情し、今後フォローしていただけるとのことで、大変期待しているところでもあります。

11月9日、第66回町村議会議長全国大会が渋谷のNHKホールにおいて開催され出席しました。会では、議会の機能強化や、低額な議員報酬の改善、議会事務局体制の強化を図るための財政措置の強化、議会のデジタル化への技術的、財政的支援など、環境整備の改善を求める要望が採択されました。また、令和5年度の予算編成に当たり、農業、林業、漁業の振興対策の強化や、地域保健医療の向上、消防体制の強化などを国に強く要望する決議を採択しました。

11月10日、第16回高幡町村議会議長会県外研修が埼玉県寄居町において開催され、参加しました。研修内容は議会広報のコンクールで連続して4年間日本一になっている議会広報の取り組みや編集についてであり、大変参考になりました。また、寄居町の編集特別委員会の笠原副委員長は佐川町とはとてもご縁の深い方でありまして、今後も交流し、必要ならアドバイスもしてくれるとのことでした。

11月11日、第74回関東高知県人大懇親会が、錦糸町のレバント東京で開催され、県人会から御案内をいただき、町長とともに出席しました。冒頭の金田会長の挨拶では、3年ぶりの開催で、出席者は380名と少ない開催になったとのことでした。佐川町出身者は4名が出席されており、東京での仕事ぶりをお伺いするとともに、佐川の近況も伝えてまいりました。また後日、佐川の身内の方にも元気で御活躍されている旨の御報告をしてまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和4年12月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営にたいしまして御指導、御協力をいただき、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

私が町長に就任をさせていただき1年を迎えました。振り返れば、無我夢中の1年でありました。この間、御支援と御指導を賜りました住民の皆様、町議会議員の皆様、関係機関並びに関係団体の皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

この1年間は、新型コロナウイルス感染症から、住民の皆様の命と暮らしを守るため、ワクチン接種体制の強化を初めとした感染症対策を最優先課題の一つとして取り組んでまいりました。このような中でも、できる限り私自身が現場に足を運び、自分の目と耳で地域の声を受け止め、皆様の真意を感じることを常に心がけてまいりました。その中で、地域・事業者・各種団体の皆様の思いと、町職員の内気や意欲をつなげていくことを念頭に、財政基盤の安定化を図りながら、佐川町の未来を見据え、道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」の整備、新文化拠点整備、地方創生移住支援事業、学校給食費及び保育所・園の副食費の無料化など子育て支援にも注力してまいりました。

また、署名活動を初め皆様方の御尽力のおかげで、2023年度前期の連続テレビ小説が、佐川町出身の植物学者牧野富太郎博士をモデルにした「らんまん」に決まるという嬉しいニュースも飛び込んでまいりました。まさに、皆様の長年にわたる草の根活動が花開いた出来事でした。

今後におきましても、「今」と「未来」の双方の視点から「できる、できないではなく、どうすればできるのか」を意識し、常に住民目線で生活に密着した政策を実施し、私が原点としている「持続可能な佐川町」「一人ひとりが輝く、明るく元気で、温かいまちづくり」の実現に向け、引き続き、住民の皆様と共に佐川の新しい未来をつくってまいります。私自身、まだまだ未熟者ではございますが、1万2千人の住民の皆様のために、これからも全力を尽くし、佐川町を前へ進めてまいります。何とぞ、御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、濱田高知県知事の佐川町訪問について報告させていただきます。

11月4日に「再び、濱田が参りました」により、濱田知事が、当町を訪問され、現地視察と桜座での座談会、交流会が行われました。現地視察では、まず、「まきのさんの道の駅・佐川」の建設地で、道の駅の建設状況や、開業に向けての、地域資源を活用した商品開発等の取り組みについての説明を行いました。

また、連続テレビ小説「らんまん」の放送に向けて、県の博覧会推進事業費補助金を活用し、施設のブラッシュアップを行う「牧野富太郎ふるさと館」や「青山文庫」、佐川町の情報発信・観光案内の拠点として、観光協会事務局のある「うえまち駅」、新たに整備された観光客用の「上町地区駐車場」、ボランティアグループ等の活動によって牧野博士ゆかりの山野草等が楽しめる「牧野公園」の6カ所についても、現地で説明を行いました。牧野公園ではボランティアグループとも交流し、知事の要望により、博士のお墓にもまいりました。

座談会では、「まちまるごと植物園事業」に取り組んでいる、地域おこし協力隊員や、「さかわ未来学」の推進を行っている学校の先生、地域活動に取り組んでいる加茂の里づくり会の事務局長が、それぞれの現場で直面している課題や、今後の展望について、知事と共に考える会となりました。

次に、連続テレビ小説「らんまん」の高知ロケについて御報告いたします。

新聞やニュース等でも報道されましたが、10月21日金曜日と23日日曜日に、来春4月から放送が始まります、連続テレビ小説「らんまん」の高知ロケが佐川町内で行われました。23日には、上町周辺でロケが行われ、舞台となる明治初期の風景が再現され、町民や農民、町娘に扮した、子役18人を含む28名の方にエキストラとしてロケに参加していただきました。今回の高知ロケでは天候に恵まれ、仁淀川などの撮影についてもいい状態で撮影することができたと伺っており、ますます放送が待ち遠しく、放送を契機に牧野博士の業績の顕彰や生誕地である佐川町の魅力を全国に発信していけるよう、今後ともより一層取り組みを進めてまいります。

次に、町内で行われたイベントについて御報告します。

11月6日にあおぞら公園で、実行委員会の主催による3年ぶりと

なる「たらふく秋まつり」が開催されました。佐川中学校吹奏楽部の演奏や斗賀野小学校の合奏、永野保育所の五位山鬼太鼓や斗賀野中央保育園の和太鼓とエイサーなど、地域の子供たちが日ごろの練習の成果を発揮し、その他ヒップホップダンスやよさこいおどり、バンド演奏などでまつりを大いに盛り上げていただきました。会場では、姉妹都市である北見市常呂町の物産販売、同時開催プログラムとしまして、斗賀野地区歴史探索ウォークと歴史アルバム写真展が開催され、北海道の食や斗賀野の歴史、植物、文化等を楽しめるまつりとなりました。

また、11月19日には、さかわ・酒蔵ロード劇場が3年ぶりに有観客で開催されました。第15回目となる今年度は、小・中学生の作品や高知県内のアーティストの作品、安藤桃子さんの作品、牧野富太郎博士顕彰事業のキージビジュアルである、ハナサクサカワをモチーフにした作品などが、酒蔵の白壁や古民家に投影され、佐川文庫庫舎では、管楽器や弦楽器、雅楽で使う龍笛など多彩な楽器での演奏により一夜限りの光と音楽の幻想的な劇場を町内外からの来場客の方々に楽しんでいただきました。

2つのイベントとも、町内外から多数の来場客が訪れ、佐川町の魅力を発信するイベントとなっており、感染症対策に十分配慮した上で、開催に御尽力いただきました実行委員会や関係者の皆様に深く感謝いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症について御報告いたします。

県内の感染状況につきましては、一旦収まっておりました感染の波が、11月ごろから増加傾向に転じ、現在は連日多くの感染者が確認されております。感染が拡大傾向にあるため、県は医療の逼迫状況等を踏まえた対応ステージを11月28日から「警戒」に引き上げ、県民の皆様に対しましては、感染防止対策の徹底とともに、オミクロン株に対応したワクチンの積極的な接種を呼びかけております。

11月29日現在におけるワクチン接種の状況でございますが、佐川町では、オミクロン株対応ワクチンを接種した方は、接種対象年齢である12歳以上の20.6%となっております。接種間隔の関係で、11月は若い年代の接種が中心となっており、60歳以上の方の接種はこれからピークを迎えますが、接種を希望されている方の多くが12月中に接種できるように、対象者の方には順次、御案内をさせていただきます。

小児や乳幼児に対するワクチン接種につきましては、9月には、5歳から11歳までの3回目の接種が承認され、また、10月には、6か月から4歳までの1回目から3回目までの接種が承認されております。町内では、くぼたこどもクリニックにおきまして、接種を進めていただいております。

新型コロナウイルス感染症は、予想もしなかったような長い闘いとなっております。住民の皆様には、ワクチン接種が可能な方は、できる限り、ワクチンを接種していただくことをお願いし、そして一人ひとりが基本的な感染対策をしっかりと取っていただくことを改めてお願いをいたします。

また、地域全体が停滞しないように社会経済活動を回していくことに対しまして、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、道の駅整備事業について御報告いたします。

町発注の、道の駅建設工事につきましては、天候にも恵まれ、順調に進んでおります。現在、道の駅の物販・レストラン施設の棟上げ工事が完了し、おもちゃ美術館につきましては、棟上げ工事を進めているところです。

完成する道の駅は、サスペントラス、カステン構造、梁弦梁といった3種類の吊り構造が組み合わされており、全国的にも非常に珍しい構造の建築物となっております。本定例会、閉会後に、議員の皆様と町執行部による、現地視察を計画しておりますので、進捗状況や構造などについて、御確認いただければと思っております。

また、国土交通省と一緒に進めております、道の駅整備事業全体につきましては、施設及び国道の安全対策としまして、施設出口の右折レーンの確保を国土交通省に強く要望してまいりました。これにつきましては、昨年、町内11カ所で開催しました道の駅の懇談会におきまして、住民の皆様からも、多くの御意見をいただいているところです。この要望に対しまして、国土交通省におきまして検討を重ねていただいた結果、当町の意向を最大限に反映した計画に変更いただきました。これにより、施設および国道の利用者の安全性、利便性が格段に高まることになり、大変感謝しているところでございます。

次に、道の駅の開業時期につきましては、令和5年5月を目標に進めてまいりましたが、道の駅全体のスケジュールを勘案しまして、

令和5年7月中旬までの開業としたいと考えております。これは、先ほど御報告させていただいた安全対策にかかる計画変更のほか、工所用資材の不足により資材調達に日数を要するための工期の確保、道の駅の運営体制の充実や運営の基本となる人材育成に日数を要することなどの理由でございます。

なお、国土交通省に実施していただく、国道の改良工事や、屋外トイレの設置工事につきましても、既に着手していただいておりますが、工期は令和5年6月末と聞いております。

道の駅の整備の目的は、交流人口を増やすことによる、地域経済の活性化と観光振興であります。今後とも、国土交通省を初め、関係機関との連携・調整を密に図り、可能な限り早期の開業を目指して取り組んでまいります。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、牧野富太郎博士顕彰事業について御報告いたします。

令和4年9月15日に牧野富太郎博士顕彰事業推進協議会を開催し、本事業のロゴマーク及び、キービジュアルを発表いたしました。このロゴマークとキービジュアルにつきましては、町内外の多くの方に御利用していただき、共に機運を盛り上げていただけるよう使用規程を設け、商品開発等に御利用いただけるようにしております。その他、協議会の中では顕彰事業の進捗などについて御報告させていただき、委員の皆様からは情報の発信方法や町内施設の利用方法などについてさまざまな御意見をいただいております。

また、牧野富太郎博士顕彰事業の取り組みの一つとしまして、佐川町内の活動紹介や牧野博士の顕彰、町のPRを目的として、高知放送「こうち eye 1部」において10月から1月までの計4回「ハナサクサカワ便り」を放送しております。10月31日の第1回の放送では、牧野公園はなもりC-L-O-V-Eの活動や朝ドラ誘致に御尽力いただいた市川さんの活動、推進協議会でのロゴマーク・キービジュアルの発表の様子が放送されました。

また、11月28日の第2回の放送では、食をテーマとし、「富太郎弁当」の紹介や横畠冷菓の新商品開発の様子が放送されました。

今後、12月、1月の放送におきましても、町内で牧野博士の顕彰等に取り組む活動を放送する予定としており、佐川町の魅力を多く

の方に知っていただけるようPRしてまいります。

次に、牧野富太郎生誕160年記念事業について御報告いたします。

佐川町、越知町、高知県立牧野植物園などで構成する、牧野富太郎生誕160年記念事業実行委員会が主催する「Tommit（トミット）日本植物分類学の父“知られざる牧野富太郎”」と題した、トークセッションを10月15日土曜日、桜座におきまして開催いたしました。

牧野博士の御子孫であります、牧野一淳様、高知県立牧野植物園の樹木医藤井聖子様、高知新聞記者の竹内一様に、御登壇いただき、人生を植物研究に捧げた牧野博士の魅力について語っていただきました。当日は、北海道や関東圏など、全国から約240名の方に御来場いただき、約1時間半のトークセッションをお楽しみいただきました。

午後には、佐川町と越知町におきまして、牧野博士ゆかりの地を巡るツアーを開催し、佐川町のツアーには28名の方が御参加くださり、今回の開催を機に復活した「富太郎弁当」を昼食に、牧野公園の散策、苔テラリウムづくりの体験を楽しんでいただきました。牧野博士の好物であった牛肉やトマトなどを使った「富太郎弁当」につきましても、「味もおいしく、彩や盛り付けなど、見ても楽しめました」と参加された皆様からも、好評をいただいております。

次に、地域公共交通事業について御報告いたします。

さかわぐるぐるバスのダイヤ改正に行い、10月1日より新たなダイヤでの運行を開始しております。今回の改正では、利用する方の量販店などでの、買い物時間や運転手の休憩時間の確保などを行い、より利便性の高いダイヤとなっております。この他、バス停につきましても、1増1減の変更となっております。

また、令和5年度より、現在の佐川町地域公共交通網形成計画に変わって新しい計画となる、佐川町地域公共交通計画の策定に向けて、11月18日に第2回佐川町地域公共交通会議を開催いたしました。

会議では、住民の皆様や町内の小・中・高校生とその保護者に対して、9月に実施した公共交通に関するアンケート調査や、各地域で開催した意見交換会での御意見などを分析した調査結果を報告し、住民の皆様の声を生かした計画となるようとりまとめ、方針を決定しております。

今後、1月中に公共交通空白地区の解消や利便性の向上、既存の公共交通が使えない人への支援サービスの検討などに留意した計画案を作成し、第3回の地域公共交通会議にお諮りしたのちにパブリックコメントの実施を経て、3月に予定をしています第4回の地域公共交通会議におきまして、次期計画を策定するよう進めております。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用について御報告いたします。

令和4年度の職員採用試験につきましては、事務職、土木技術職、保育士の募集を行いました。残念ながら、土木技術職への応募はなく、事務職及び保育士のみ試験となっております。

第1次試験につきましては、9月25日に実施し、事務職につきましては、申込みから7名減り18名、保育士につきましては、申込みのあった2名の方に受験していただいております。また、10月30日に第2次試験を実施し、事務職5名、保育士1名の合計6名を採用することとしております。

合格された6名の方には、来春から、佐川町の職員として、これからの佐川町を担う人材となっていただくよう、期待しております。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて御報告いたします。

指定避難所ごとに作成しております「避難所運営マニュアル」に基づき、災害時にそれぞれの避難所がより効果的に運営できるよう、住民の皆様による避難所運営訓練の実施に向けて準備を進めております。

佐川地区及び加茂地区につきましては、自主防災組織代表の方を中心とした避難所運営訓練準備委員会を開催し、協議を行っていただいた結果、佐川地区につきましては、令和4年12月11日に佐川小学校、加茂地区につきましては、令和5年1月29日に加茂小・中学校で開催することに決定しております。

また、訓練を通じて、参加者からいただいた御意見をもとに、マニュアルの改善についても取り組むこととしており、より実行性の高いマニュアルとなるよう、努めてまいります。

次に、税務課の所管事項でございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について御報告いたします。

この制度は、エネルギーや食料品等の価格高騰に対応するための

新たな国の経済対策の一部で、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するものです。令和3年度から4年度に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯あたり10万円の給付を実施しておりますが、その上乘せという形になっております。

対象と思われます世帯には、11月中旬に確認書を送付しており、返送期限は令和5年1月31日となっております。対象となられる住民の皆様におかれましては、申請漏れのないように早めの手続きをお願いいたします。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場について御報告いたします。

地域振興策や周辺安全対策に関する取り組みとしまして、10月13日に町と加茂地区住民で構成する「加茂地区地域振興策等推進会」を開催いたしました。この推進会は、町と地元の両者間で情報の共有を図り、地域振興策の事業を円滑に実施していくことを目的としており、当日は、地域振興策の事業の状況報告、本会議のあり方について議論を行いました。なお、当日の資料につきましては、より分かりやすく整理したうえで、加茂地区住民の皆さまに、12月広報配布時に、回覧をさせていただいております。

また、処分場等の整備工事につきましては、工事の本格的な着手に先がけ、10月28日、29日に加茂地区、また、11月7日から14日にかけて、加茂地区以外の町内4地区におきまして、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に関する住民説明会を開催いたしました。説明会では「新処分場の施設の概要」、「工事スケジュールや交通安全対策及び環境保全対策などの具体的な施工計画」について、公益財団法人エコサイクル高知及び高知県から説明がありました。

参加者からは、工事に伴って、工事用車両の通行量が増えるので交通安全対策をしっかりとやってほしいなどの御意見がありました。町としましても、工事に伴う交通安全対策、環境保全対策につきましては、万全を期すよう、強くお願いしているところです。

加えて、11月15日には、第2回佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場環境保全等連絡協議会を開催し、新処分場の建設工事に伴う交通安全対策や環境保全対策などについて協議を行いました。

今後におきましても、県やエコサイクル高知と連携し、定期的に工事の進捗状況等の情報提供を行いますとともに、住民の皆さまの

不安解消に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

佐川町健康福祉大会について報告いたします。

11月9日、桜座におきまして、3年ぶりとなります第23回佐川町健康福祉大会を佐川町社会福祉協議会と共に開催し、民生委員など約100名の参加がありました。

当日は、佐川町の福祉の向上に関しまして、長年にわたり活躍され、その功績が顕著であると認められました10名の方々に、表彰状や感謝状を贈らせていただきました。

また、東京おもちゃ美術館の館長でもありますNPO法人「芸術と遊び創造協会」理事長の多田千尋様と、NPO法人「全国コミュニティーライフサポートセンター」の木村利浩様のお二人に、まちづくりや地域福祉に関しましての、ご講演をいただきました。

講演は、全国のおもちゃ美術館が育てている多世代交流のエピソードや、暮らしの中で仲間同士が支えあうことで感じる「幸せ」をテーマにした内容であり、佐川町が進めようとしております、まちづくりにマッチした内容でありました。

今後におきましても、住民の皆様と一緒に、暮らしの中で「みんなが幸せを感じられるまちづくり」に努めてまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者等に対する支援策について御報告いたします。

基幹産業の一つである、農業の持続性の確保及び農地の保全に資する営農の継続を支援するため、集落営農組織等に対して支給する「佐川町集落営農組織等支援金」につきましては、対象となる24組織から合計で401万5千円の申請があり、支給を完了しております。

また、肥料や燃料、資材などの価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念されることから、経営規模に応じて農業者に対して支給する「佐川町農業経営継続支援金」につきましては、申請期限を令和5年1月31日までとしており、11月30日までに、40件、合計で429万円の申請を受け付け、31件、合計で344万円の支給を実施しております。

今後も、農業を取り巻く状況は、依然、厳しい状況と言わざるを得ませんが、農業者の皆様をしっかりと支援できるよう、対応してまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

基幹管路の耐震化の工事につきまして、本年度の施行箇所であります古用地児童遊園地グラウンドから、指定避難所となる佐川ふれあいセンター遊学館・さかわ児童館にかけての、962メートルの区間と、同じく古用地児童遊園地グラウンドから、指定避難所となる佐川町総合文化センターにかけての595メートル区間につきまして、11月末に工事を竣工いたしました。

工事の期間中は、工事箇所の住民の皆様を初め道路を通行される皆様に御不便、御迷惑をお掛けいたしました。御協力をいただきましたお陰で、計画どおり工事を完了することができました。皆様の工事への御理解、御協力に対しまして、改めて、感謝を申し上げます。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について御報告いたします。

小・中学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室では、2学期以降も保護者の皆様の御協力を得ながら、3密を避け、マスクの着用や消毒の励行、行事の簡素化など、感染防止対策を継続しており、また、社会教育関係の皆様にも同様の感染防止対策に御協力をいただいております。

しかしながら、黒岩小学校で、4名の児童が感染し、昨日までの3日間、休校となっております。保護者の皆様や関係者の皆様には、御心配と御迷惑をおかけしておりますが、引き続き、関係者の皆様の御協力のもと、感染症対策にしっかりと取り組みながら、学校教育や社会教育・生涯学習の活動を維持してまいります。

なお、今後も状況を見定めながら、その都度、迅速かつ的確に対応してまいります。

次に、これからの時代を担う子供たちに、ふるさと力、人間力、未来創造力を育成するさかわ未来学について御報告いたします。

さかわ未来学構想は、令和3年度から町内各小・中学校で取り組みを始め、今年で2年目となりました。GIGAスクール構想によるタブレット端末や電子黒板の整備もあわせて、各校で取り組みが進んでおります。

昨年度の斗賀野小学校、今年度の佐川小学校や佐川中学校での発表など、町内での授業の様子を見ますと、子供たちがタブレット端末や電子黒板を駆使して、ロボットのプログラミングに取り組んだ

り、ふるさと佐川について学びを深めたりしている様子が日常的に見られております。これは県内でも先進的な取り組みで、他の市町村からも関心が寄せられております。

来年度も、さかわ未来学を一層推進し、従来の「知識を与える授業」から、「主体的、対話的に深める授業」に転換させ、これからの時代を生きていく子供たちのために、教育の質を向上させて行こうと考えております。

また、ふるさと教材サカワークなど、さかわ未来学のコンテンツにつきましても、住民の皆様にご好評であることから、令和6年度に開館する新文化拠点開館での活用も見据えて、来年度は集落活動センターでの活用を検討しております。

次に、子供たちの学力、不登校、生活スタイルの現況について、御報告いたします。

子供たちの学力の状況を把握するため、4月に小学校6年生と、中学校3年生を対象に実施した、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、正答率の全国平均を100とした場合、小学校6年生の国語が92.9、算数が87.0、理科が86.8、中学校3年生の国語が94.2、数学が75.8、理科が87.2という結果でした。特に平均正答率が低かった中学校3年生の数学につきましては、14問中正解が1問以下の生徒が17.6%おり、学力の学年、学級、個人の差を克服できていないと深刻に受け止めております。

中学校での不登校の状況は、年間30日以上欠席した生徒の割合で見ますと、全国平均3%ほどに対し、佐川町では従来1%ほど高い状態が続いておりましたが、平成28年度から増加を続け、平成30年に7.6%になっておりました。これに対応するため、教育研究所を設立して、取り組みを強化した結果、令和元年に6.85%、令和2年には全国並の4.20%まで落ち着いてまいりました。

さて、この度、まとめりました令和3年度の結果を見ますと、全国平均5.0%、高知県平均6.12%に対し、佐川町は5.55%となり、国や県の平均が上昇している中では、一定の成果はあったものと感じております。ただし、今年度の状況につきましては、再度上昇するのではないかとの厳しい見方がありますので、これまでの対策に抜かりがないかを点検し、取り組みを一層強化させてまいります。

子供たちの生活スタイルにつきましては、5月に保育所・園の協力を得まして、乳幼児から中学校3年生までを対象に、早稲田大学

前橋明教授による調査を実施いたしました。

その結果、0歳から就学前までの乳幼児につきましては、睡眠時間が平均9時間半と短時間であることと、外遊びの不足が指摘され、発育への影響が危惧されております。

小中学生につきましては、全国学力・学習状況調査の結果とあわせて、ゲーム、ユーチューブ、SNSなどメディアの視聴時間の多さと、家庭での学習時間の少なさが指摘されております。

特に、中学生では、メディア視聴時間は平均で7時間余り、家庭学習時間は平均で1時間弱という結果になっておりますが、中学校1年生女子と2年生男子ではメディア視聴時間が平均8時間を超え、家庭学習時間につきましては、中学3年生で「平日全く学習しない」が10.3%、「30分以下」が14.7%、合わせて25%の生徒が30分未満であるなど、メディア視聴時間の長さや学習時間の少なさが顕著に表れ、全国平均や県平均より厳しい状況となっております。

これらの生活スタイルについての問題は、子供たちの心身の正常な発育や発達、学校生活への適応、学力の定着などに大きな影響があるものと考えられます。

来年度からは、新たに見えてきた、これらの課題にも取り組み、佐川町の教育課題を根本から解決していくため、教育研究所の従来の業務に加えて、社会教育へのさかわ未来学の活用や生活スタイル改善のための保護者への支援、子供たちの学習習慣の定着など、教育研究所の体制を強化して取り組みを充実させようと考えております。

次に、町立小学校の創立150周年記念の取り組みについて御報告いたします。

町内の各小学校は明治5年の学制発布に伴い、地元の尽力で相次いで創立され、斗賀野小学校と黒岩小学校が今年、それぞれ創立150周年を迎えました。

斗賀野小学校は10月29日土曜日に、児童、教職員、保護者や地域の関係者が集まり、記念式典として、25年後に開封するタイムカプセルを埋設した後、体育館で開校以来の歴史を振り返り、150年の節目を確かめました。

黒岩小学校は、10月15日土曜日に運動会において参加者全員で記念写真を撮影し、12月4日日曜日の黒岩ふれあい文化祭の中で、150周年を振り返る写真展を実施いたします。

引き続き、令和5年度は佐川小学校、令和6年度には尾川小学校と続きますが、地元と一体となり意義深い記念行事となることを期待しております。

次に、佐川町文化祭について御報告します。

10月27日から11月6日にかけて開催しました、第48回佐川町文化祭につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、参加者や出展数が例年の約半数となっておりますが、今年度は舞台出演が14団体、一般の作品展示が約134点、小中学生の作品展示が約482点と、共に、ほぼ例年並みの出展数となりました。感染予防対策を実施しながらの開催となりましたが、10月27日から10月30日までの4日間では、昨年のほぼ2倍、例年並みの800人を超える入場があり、「開催できて嬉しい」、「見に来て良かった」とのお声もいただいております。

来年度は、新型コロナウイルス感染症が終息することを期待しながら、桜座開館25周年、さらに再来年には、文化祭50周年となることも視野に入れながら、例年を超えるにぎわいとなるよう準備を進めてまいります。

次に、高知大学出前公開講座について御報告いたします。

「文教のまち佐川の人づくり」の取り組みの一つとしまして、8回目となります高知大学出前公開講座を、住民の皆様を対象に11月1日、11日、18日の3日間、文化センターにおいて開講いたしました。

今回の講座は、「論語に読む、論語を読む」と、「しっちゅうを備えちゅうに変えるために」、「タキユリとギボウシ 仁淀ブルーのかたわらに咲く」の三つをテーマとして、定員30名で募集いたしましたところ、3日間で延べ63人の受講があり、学ぶ意欲のある住民の皆様がたくさんおられることを実感いたしました。

なお、2日以上、受講された14名には、高知大学学長名の修了証書が授与されております。

来年度以降につきましても、アンケート調査の結果などを参考にしながら、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進と併せて、住民の皆様の期待に応えることができるよう公開講座を開催したいと考えております。

次に、佐川小学校の放課後児童クラブ「ナウマンクラブ」の改築について御報告いたします。

ナウマンクラブは、佐川小学校の1年生から6年生まで、例年100名ほどの児童が放課後の居場所として利用しておりますが、施設が狭小でトイレ等の不便もあり、早期の改築が必要となっております。

そこで、今年度、当初予算に設計費を計上し、現在地に木造平屋建てで、3教室を確保し、延べ260平方メートル程に改築する案で実施設計を行っております。今年度中に実施設計を完了し、来年度中の完成を目指し進めております。

なお、工事期間中は、佐川小学校の教室を利用して運営いたしますので、しばらくの間、不便をおかけすることとなります。

また、学校敷地内での建築工事となりますので、児童の安全を最優先に工事を進めてまいります。

次に、新文化拠点について御報告いたします。

新文化拠点につきましては、建物の基本設計が6月末に完了し、現在、本年度3月末を目指して実施設計と運営の基本計画の策定を進め、令和5年度当初から建設工事を開始する予定となっております。

このため、現図書館は令和5年1月15日から一時閉館し、移転作業ののち4月4日から令和6年度中の新文化拠点開館まで、佐川町総合文化センター1階で仮設図書館として運営いたします。

なお、仮設図書館では、スペースの制約から、閲覧スペースが確保できませんので、資料の予約サービスや文化センター内のスペースの御利用をお願いすることとなります。

利用者の皆様には御不便をおかけしますが、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生について報告いたします。

11月10日から21日までの間に、院内におきまして、患者様3名、職員3名が新型コロナウイルス感染症にかかり、クラスターが発生しました。患者様や地域住民の皆様、また、関係機関の皆様には大変御心配、御迷惑をおかけいたしました。今後、感染対策には更に万全を期すよう努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、医師確保について御報告いたします。

来年度の医師確保につきましては、現在高知大学を初めとして各方面に御相談をさせていただいているところであり、今議会終了後には院長と共に、高知大学の複数の医局へ御相談にお伺いする予定にしております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願いいたします。

以上で、12月定例会における行政報告とさせていただきます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、議案が16件となっております。議員の皆様には、慎重なる御審議のうえ、適切なる御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情についてを議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

受理番号2号を産業厚生常任委員会に付託します。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時3分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第73号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第88号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上、16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案について御説明を申し上げます。

議案第73号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ6,371万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ98億9,307万1千円とするものであります。

議案第74号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ36万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億597万1千円とするものであります。

議案第75号、令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ22万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4,393万6千円とするものであります。

議案第76号、令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ121万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億6,239万1千円とするものであります。

議案第77号、令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ9万2千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億5,664万1千円とするものであります。

議案第78号、令和4年度佐川町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入支出の既決予算額の増額補正を行うもので、収入の既決予算予定額を2億2,092万5千円。支出の既決予算予定額を1億8,350万円にそれぞれ補正するものであります。

議案第79号、令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入18億5,616万8千円、支出18億1,157万円に補正するものであります。

議案第80号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率について、改正するものであります。

議案第81号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給率について、改正するものであります。

議案第82号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠した一般職の職員の例により、町長等に対して支給する期末手当の支給率について、改正するものであります。

議案第 83 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠した一般職の職員の例により、教育長に対して支給する期末手当の支給率について、改正するものであります。

議案第 84 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠した一般職の職員の例により、議会議員に対して支給する期末手当の支給率について改正するものであります。

議案第 85 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、佐川町会計年度任用職員の給料表について改正するものであります。

議案第 86 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の、令和 5 年 4 月 1 日の施行に伴い、職員の定年引き上げについて改正するものであります。

議案第 87 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の、令和 5 年 4 月 1 日施行に伴い、職員の定年引き上げに係る関係条例の整備を行う条例を制定するものであります。

議案第 88 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道事業の給水区域を管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地等に拡充をするため、水道法第 10 条第 3 項の規定による事業変更の届出が完了したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が、本定例会に提出させていただく付議事件でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局次長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうからは、議案第 73 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

一般会計の補正予算書のほうをお開きいただきまして、4 ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書の 4 ページをお願い

いたします。

4 ページのほうは、第 2 表、繰越明許費の補正となっております、記載の 4 件につきまして、繰り越しを追加させていただくものです。

最初の 2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍住民基本台帳費の 442 万 2 千円につきましては、現在委託実施しております戸籍情報連携システムの構築につきまして、戸籍情報システムのサーバー作業に加えて、生体認証等機器の設置作業に不測の時間を要していることから繰り越しをするものです。

次の 6 款商工費、1 項商工費、花見事業の 200 万円につきましては、来年 3 月に事業が開始され、4 月に事業が終了することから繰り越しをするものとなっております。

次の 7 款土木費、1 項道路橋梁費、地方道路交付金事業の 4,008 万 5 千円につきましては、町道横山 4 号線ほか 2 路線の道路改良工事につきまして、関係機関や地元との調整に不測の日数を要したため、繰り越しをするものでございます。

最後の 10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、がけくずれ住家防災対策事業の、1,600 万円につきましては、標準工期 180 日を確認するため、繰り越しをするものでございます。

それでは次に、主な歳出について御説明をさせていただきます。

予算書の補正予算書の 16、17 ページをお願いいたします。16、17 ページになります。

2 つ目の表の 3 款、1 項、1 目社会福祉総務費、19 節扶助費の説明欄、障害福祉サービス費の 1,286 万千円につきましては、利用対象者数増により前年同期と対比いたしまして、生活介護、共同生活援助、就労継続支援等のサービス利用件数が増えていることに伴う増額です。

続きまして次のページの 18、19 ページ、18、19 ページの 2 つ目の表、3 款、3 項、1 目児童福祉総務費、19 節扶助費の説明欄、障害児通所等サービス費、916 万 7 千円は、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用対象者数増による増額となっております。

その 2 段下になります。2 目児童福祉費、18 節負担金・補助及び交付金の説明欄、出産・子育て応援交付金は、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る国の二次補正による子育て世帯への経済的支援を実施する事業となっております、妊婦等

を対象に、妊娠届時と出産届時にそれぞれ5万円相当を給付するものとなっております。

今年度の見込みといたしまして、妊娠届75件、出産届60件の合計135件分、675万円を計上させていただいております。

次の20、21ページ、20、21ページの一番上の段、4款、1項、2目予防費、12節委託料の1千万円は、オミクロン株対応ワクチン接種実施に係る費用となっております。

次の段の18節負担金・補助及び交付金の75万円につきましては、このワクチン接種時に、60歳以上の方を対象に実施いたします交通費の助成事業の補助金となっております。

同じページの2つ目の表の5款、1項、3目、農業振興費の補正額1,418万2千円の減額につきましては、地域おこし協力隊員の人数が当初想定しておりました28名より3名少なくなったことにより、人件費等の不用額について減額をさせていただくものです。

次の23ページ。23ページの上の表の3段目になります。

5款、1項、4目園芸振興費、18節負担金・補助及び交付金の説明欄、園芸用ハウス整備事業補助金620万1千円は、ニラの被就農者に対する中古ハウス修繕整備への補助金となっております。

続く2つ目の表の4段目と5段目になります。

5款、2項、2目林業振興費の12節委託料の説明欄、おもちゃ美術館整備委託料の3,476万円につきましては、おもちゃ美術館の大型の造作物につきましては、14節の工事請負費に計上させていただいておりますが、委託料から支出することが適切でありますことから、14節の工事請負費を同額減額し補正させていただくものでございます。

1番下の表の、6款、1項、1目商工費の4段目になります10節需用費の消耗品費850万円。1番下の段の12節委託料の説明欄の道の駅運営システム設置委託料2,235万3千円。そして、次の25ページにお進みいただきまして、上から、25ページの上から2段目の14節工事請負費の説明欄の道の駅運営システム設置工事2,646万6千円の減額、及び、次の段の17節備品購入費の説明欄の備品購入費の438万7千円の減額につきましては、道の駅建設事業の実施に伴いまして、運営システム設置に係る経費や机、椅子、備品等の経費について精査をし、適切な科目に補正をさせていただくものとなっております。

次の段の 18 節負担金・補助及び交付金の 200 万円につきましては、観光客の増加が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症対策のため、町内の商店に非接触決済システム導入を推進するための、商工会への補助金となっております、商店 20 件分を想定いたしました予算となっております。

続きまして、30、31 ページをごらんいただきたいと思います。30、31 ページをお願いいたします。

2 つ目の表になります。10 款、2 項、2 目がけくずれ住家防災対策費の 14 節工事請負費の説明欄、地域振興策の 1,600 万円は、住宅裏法面の崩壊の危険性があります長竹地区の住宅へ早急に対策工事を実施するため、増額をさせていただくものです。

続きまして、歳入について主なものを御説明させていただきたいと思います。

ページお戻りいただきまして、10、11 ページ。10、11 ページのほうをお願いいたします。

1 番目の表の 12 款、2 項、2 目災害復旧費負担金の 1 節公共土木施設災害復旧費の説明欄、地域振興策 266 万 6 千円につきましては、先ほど歳出で御説明をさせていただきました、がけくずれ住家防災対策事業に係る個人負担分となっております。

次の表の 14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金、1 節児童福祉費負担金の説明欄、障害児入職給付費及び医療費等国庫負担金の 366 万 6 千円につきましては、歳出で御説明をさせていただきました、障害児通所等サービス費に対する国の負担金となっております、次の段の 2 節社会福祉費負担金の説明欄、障害児自立支援給付費負担金 630、失礼しました。643 万円は、障害福祉サービス費に対する国の負担金となっております。

次の段の 3 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の 1 千万円につきましては、こちらも歳出で御説明をさせていただきましたオミクロン株対応ワクチン接種実施委託に係る国の負担金となっております。

次の表の 14 款、2 項、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 530 万円は、こちらも歳出で御説明をさせていただきました出産子育て世帯への交付金に係る国の補助金となっております。

2 段下の 8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金説明欄の新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,053万2千円につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種実施に伴います60歳以上の方を対象に実施します交通費助成75万円や、商工会へ補助金を交付して実施をいたします非接触による電子決済システムの導入支援事業200万円。また、当初予算に計上させていただいております、保育の副食費無償化相当分761万4千円等に対する国の補助金となります。

次の表の15款、1項、1目民生費県負担金、1節児童福祉費負担金説明欄、障害児入所給付費及び医療費等県費負担金183万3千円につきましては、歳出で御説明させていただきました障害児通所等サービス費に対する県の負担金で、次の段の2節社会福祉費負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金321万5千円は、障害福祉サービス費に対する県の負担金となっております。

1番下の表の15款、2項、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の112万5千円は、歳出で御説明をさせていただきました出産子育て世帯への交付金に係る県の補助金となっております。

次、12、13ページ。12、13ページの上の表、15款、2項、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の310万円につきましては、園芸用ハウス整備事業に係る県の補助金。また、次の段の7目災害復旧費県補助金、3節公共土木施設災害復旧費補助金の800万円につきましては、長竹地区のがけくずれ住家防災対策事業に係る県の補助金となっております。

最後になります。一番下の表の18款、1項、2目その他基金繰入金の533万4千円は、先ほどから出ております長竹地区のがけくずれ住家防災対策事業に係る町負担分の6分の2を、地域振興基金より繰り入れをするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

皆様おはようございます。それでは私のほうから、議案第74号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び、議案第77号、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第74号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず歳出から説明をさせていただきます。

1 款、1 項、1 目一般管理費、4 万 4 千円の増額及び、次の表、1 款、2 項、1 目賦課徴収費、7 万 6 千円の増額につきましては、給与月額を引き上げと、期末勤勉手当の支給率増によります給与条例改正、給与条例の一部改正に伴い、11 ページの説明欄にあります人件費を増額するものでございます。

1 番下の表、7 款、1 項、9 目その他償還金、24 万 3 千円の増額につきましては、令和 3 年度国民健康保険の保険者努力支援交付金の特別調整交付金分の返還に伴い増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

1 ページに戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

5 款、1 項、1 目一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました人件費、12 万円を繰り入れるものでございます。

下の表、5 款、2 項、1 目国民健康保険事業財政調整基金繰入金、24 万 3 千円につきましては、歳出で御説明いたしました令和 3 年度国民健康保険の保険者努力支援交付金の特別調整交付金分の返還に伴い、繰り入れるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 77 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明させていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目一般管理費、9 万 2 千円の増額につきましては、給与月額を引き上げと、期末勤勉手当の支給率増による給与条例の一部改正に伴い、11 ページの説明欄にあります人件費を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページに戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目職員給与費等繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました人件費の増額に伴い、9 万 2 千円の繰り入れを行うものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

おはようございます。私のほうからは、議案第 75 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）と、議案の第

78号でございます、令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

まず議案の第75号ですが、令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）のほうをお願いいたしたいです。

予算書のほうになりますが、10ページ、11ページ。10、11ページをお願いいたします。

1款、1項、2目維持管理費、10節の需用費の22万円でございますが、農業集落排水施設の汚水処理する施設であります西組クリーンセンターと、その汚水処理施設まで流入させる管路の中継ポンプの電気料金を増額するものです。

この増額する金額につきましては、本年度から電気料金を構成しております燃料調整単価が、当初予算編成時より上昇しているため、上昇した料金単価にて本年度末までの電気料金の見込み額を試算しまして、その実績見込み額に対し当初予算額から不足する金額を計上させていただいております。

続きまして歳入予算のほうになりますが、ページを戻っていただいて8ページ、9ページをお願いいたします。8、9ページでございます。

5款、1項、1目一般会計繰入金22万円につきましては、先ほどの歳出予算にて説明させていただきました、電気料金等の増額分について補正する財源としまして、一般会計繰入、あの、財源としまして増額するものでございます。

以上で議案第75号のほうは終わります、続きまして議案第78号、令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

1ページのほうですが、今回の補正につきましては、令和4年度佐川町水道事業会計予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものです。補正の内容につきまして、事項別明細書にて説明させていただきます。

予算書のほうの10ページ、11ページをお願いいたします。10、11ページをお願いします。10ページ下段のほうになりますが、支出のほうから説明をさせていただきます。

1款、1項、1目原水及び浄水費と2目になりますが配水及び給

水費の費目で言いますと、修繕費及び2目の燃料費、この増額でございますが、5月と9月に大規模な修繕がありまして、その予算残額が少なくなっておりますことから、近年の下半期の修繕費、そして燃料費の実績額に対しまして執行残額から不足する分、不足する金額をそれぞれ増額させていただくものです。

同じく、支出の1款、1項、1目原水及び浄水費の動力費の増額でございますが、水道施設のこれは電力料の増額になります。

電気料金を構成しております燃料調整単価が当初予算編成時より上昇しておりますので、また、今後も単価の上昇が見込まれますので、上昇見込みの料金単価にて、本年度末までの電気料金を試算しまして、その実績見込み額に対しまして、当初予算額から不足する金額を増額させていただくものです。

同じく、原水及び浄水費の薬品費の増額につきましては、水道滅菌用の塩素の単価、購入単価が上昇しておりますので増額するものがございます。

また、11ページの4目総係費の増額になりますが、主な理由としましては給料月額の上昇と期末勤勉手当の支給率増による、給与条例の一部改正に伴いまして、説明欄にありますとおり、給料や手当などの人件費を増額するものです。

続きまして、10ページ上段の収入の表をお願いいたします。

1款、2項、4目消費税及び地方消費税還付金、88万9千円につきましては、先ほど説明しました営業費用、この営業費用の増額によりまして、仮払消費税が増加しますことより本年度分の消費税の申告に係る試算を行った結果、還付を受ける消費税が増額するものがございます。

またこのほか、今回の補正に伴いまして、令和4年度佐川町水道事業会計予算、第7条。第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております、職員給与費の額につきまして、2,556万1千円を2,583万3千円に改めさせていただくものがございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私のほうからは議案第76号、令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算書をお開きいただきたいと思います。

まず補正予算書のページ数で 12、13 ページをお開きいただきたいと思います。こちら歳出の事項別で明細書になります。

内容につきましてまず、職員の給料等の人件費につきましては、給与条例の改定に伴って給与が改定されるということでの補正になっておりますので、それ以外の主な補正につきまして御説明をさせていただきます。

まず、2 款、1 項、5 目居宅介護福祉用具購入費のこちらの説明欄、福祉用具購入費負担金 22 万 4 千円につきましては、要介護認定者への給付サービスのうち、自宅での入浴用の椅子や浴槽内の手すりなどの福祉用具の購入につきまして、これまでの申請件数のペースが当初の見積もりを上回っておりまして、その予算不足の見込み額を補正をするものでございます。

その下の 2 款、2 項、4 目介護予防住宅改修費の説明欄、住宅改修費負担金 31 万 5 千円。これにつきましても、要介護認定、あ、要支援認定者、要支援認定者への予防サービスのうち、手すり、それからスロープなどの住宅の改修費につきまして、これまでの申請件数のペースが当初の見積もりを上回っておりまして、予算不足の見込み額を補正するものでございます。

その下の 2 款、2 項、7 目地域密着型介護予防サービス給付費の説明欄、地域密着型介護予防サービス負担金 59 万 4 千円。こちらにつきましても、町内の地域密着型施設の介護予防サービスにつきまして、当初予算を見込む、見込ん、上回る見込みの給付実績があるということの見込みがありまして、補正をさしていただくものでございます。

ページを戻っていただきまして歳入のほうになりますが、予算書のページ数で 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、歳入の事項別明細書になりますが、3 款の国庫支出金、それから 4 款の支払基金交付金、5 款の県支出金、それから 7 款の繰入金、こちらの予算、補正予算につきましては、先ほど御説明いたしました歳出の予算額、補正額につきまして、それぞれ法定の負担割合がありますので、それに基づいて補正額を計上しております。

最後になりますが 10 ページ、11 ページになります。

7 款、2 項、1 目介護保険事業運営基金繰入金につきまして、今

回の歳入歳出補正予算の全体の財源調整といたしまして、21万9千円を計上をしております。

以上、よろしく願いをいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

おはようございます。それでは私から、議案第79号、令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明させていただきます。

佐川町病院事業特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は令和4年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております、第3条収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものです。

6ページをお開きください。

事項別明細書、収益的収入及び支出となっております。

まず、上の収益的収入の表をごらんください。

収入の1款、2項、4目の補助金につきまして、7,631万5千円を増額補正するものです。

県補助金の詳細につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ時の空床補償に対する高知県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金としまして、7,611万2千円。8月から12月まで実施の新型コロナウイルスの個別接種に対する、高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金として311万5千円を増額します。

また、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる病床の確保に対する高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金につきましては、上段の高知県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金と積算日数が重複するため291万2千円を減額し、合計7,631万5千円を増額補正を行うものです。

次に下の収益的支出の表をごらんください。

支出の1款、1項、2目の材料費につきまして、4千万円を増額補正するものです。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、発熱外来受診者が増加し、それに伴い材料費が増大したためです。内訳として、検査用薬品費3千万円。検査用診療材料費1千万円を増額補正を行う

ものです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは続きまして、議案第 80 号から第 87 号までの条例改正につきまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

条例改正につきましては、参考資料のフォルダーに新旧対照表のほうを掲載させていただいております。それぞれ下線を施している箇所が改正点となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、参考資料の議案第 80 号関係をごらんいただけたらと思えます。

議案第 80 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、今回の改正の対象となりますのは、特定任期付職員となっており、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第 2 条に規定されております、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有するもの等であり、現在勤務されております任期付きの短時間勤務職員は対象ではございません。

改正内容につきましては、国に準拠いたしまして、対象職員に係る給料表及び期末手当の支給割合の支給割合について、改正するものとなっております。期末手当の支給割合につきましては、令和 4 年度より 100 分の 5 の増としまして、1 ページ目の新旧対照表第 1 条関係の左の表の下から 3 行目の、現行の 100 分の 162.5 から改正後案のとおり本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 167.5 に改正し、公布の日から施行するものでございます。

次ページの第 2 条関係は、先ほどの支給割合を、6 月と 12 月の期末手当の支給割合が、同じとなるように改正をするもので、令和 5 年 4 月 1 日より施行するものとなっております。

それでは続きまして、議案第 81 号関係ですが、議案第 81 号関係は条文改正の新旧対照表と行政職給料表の新旧対照表の二つの参考資料のほうを掲載させていただいております。

まず、条文改正のほうをごらんいただけたらと思えます。

議案第 81 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、行政職給料表及び一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合を改正するものとなっております。

改正内容につきましては、令和4年度より一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を100分の10増としまして、1ページ目の新旧対照表、第1条関係の中ごろより少し下の下線部のように、現行の100分の95から、本年度12月分の支給割合を100分の105に、またさらに3行下の下線部のように、一般職の職員のうち再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を100分の5増とし、現行の100分の45から12月分の支給割合を100分の50とするものでございます。令和4年4月1日より適用し、公布の日から施行するものでございます。

次ページ、次ページの第2条関係は、来年度から、6月と12月の勤勉手当の支給割合が同じとなるように改正をするもので、令和5年4月1日より施行するものとなっております。

そちらのほうはもうお閉じいただいて、議案第81号関係のもう一つの参考資料であります行政職給料表の改定について、新旧対照の表を、対照表のほうをごらんいただけたらと思います。

行政職の給料表につきまして、こちらも国に準拠いたしまして、改正するものとなっております。下線がある号俸について、改正をするもので、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものとなっております。

それではすみません続きまして、議案第82号関係をごらんいただきたいと思えます。

議案第82号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に支給する期末手当の支給割合を、国に準拠いたしました一般職の職員の例により改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給割合を先ほどの議案第81号と同じく100分の10増とし、1ページの新旧対照表第1条関係のとおり、現行の100分の131.25から本年度12月分の支給割合を100分の41.25とするものでございます。令和4年12月1日より適用し、公布の日から施行するものでございます。

次ページの第2条関係は、こちらのほうも来年度から、6月と12月の支給割合が同じとなるように改正をさせていただくもので、令和5年4月1日より施行するものとなっております。

続きまして、議案第83号関係をごらんいただきたいと思えます。

議案第83号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、教育長に支給す

る期末手当の支給割合を、国に準拠いたしました一般職の職員の例により改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、先ほどの議案第 82 号と同じく、期末手当の支給割合を 100 分の 10 増とし、1 ページの新旧対照表第 1 条関係のとおり、現行の 100 分の 131.25 から、本年度 12 月分の支給割合を、100 分の 141.25 とするものでございます。

令和 4 年 12 月 1 日より適用し、公布の日から施行するものでございます。

次ページの第 2 条関係は、来年度から 6 月と 12 月の支給割合が同じとなるよう改正をさせていただくもので、令和 5 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

続きます議案第 84 号関係、議案第 84 号関係をごらんいただきたいと思えます。

議案第 84 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町議会議員に支給する期末手当の支給割合を、国に準拠いたしました一般職の職員の例により、改正を行おうとするものでございます。

改正内容は、先ほどの議案第 82 号、83 号と同じく、期末手当の支給割合を 100 分の 10 増とし、1 ページ新旧対照表第 1 条関係のとおり、現行の 100 分の 131.25 から本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 141.25 とするものでございます。令和 4 年 12 月 1 日より適用し、公布の日から施行するものでございます。

次ページの第 2 条関係は、来年度から 6 月と 12 月の支給割合が同じとなるよう改正をさせていただくもので、令和 5 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

続きまして、議案第 85 号、議案第 85 号関係をごらんいただきたいと思えます。

議案第 85 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し、会計年度任用職員の行政職給料表について改正をするものでございます。会計年度任用職員の給与は、一般職の職員の行政職給料表の 1、2 級を使用しておりますが、今回の一般職の職員の給料表の改正により、改正をさせていただくものでございます。施行日は令和 5 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 86、87 号、参考資料。議案第 86、87 号、参

考資料のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの方は、議案第 86 号、87 号の主な改正点を一覧表にまとめたものとなっております。

議案第 86 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の令和 5 年 4 月 1 日施行に伴い、職員の定年引き上げについて改正するもので、参考資料の表の 3 段目の右の欄の主たる改正内容にございますように、定年引き上げに伴います、主たる条例の改正となっております。

主な改正点の 1 つ目といたしまして、定年が 60 歳から 65 歳まで、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられます。

2 つ目に管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制が導入されます。役職定年の対象範囲につきましては、管理職手当の支給対象となっております職で役職定年年齢は 60 歳を基本といたします。管理職手当の支給のある課長、課長補佐級は降任することとなります。

なお、病院事業副管理者の役職定年年齢は 65 歳といたします。

3 つ目に、定年前、再任用短時間勤務制が導入されます。

60 歳に達した日以降、職員が短時間勤務を希望する場合に、一旦退職をした上で、定年退職日相当日まで再任用ができる制度となります。

なお定年が段階的に引き上げられます経過期間におきましては、65 歳まで再任用できるよう、定年退職後、現行の再任用制度と同様の仕組みであります暫定再任用制度を経過措置することとしております。

続きまして議案第 87 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、議案第 86 号の令和 5 年 4 月 1 日施行の職員の定年延長の改正に伴いまして、関係する条例の整備を行うため、制定をするものとなっております。

参考資料の表の 4 段目以降にございますように、条例 12 件を改正、条例 1 件を廃止するものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

それでは、私のほうから議案第 88 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていた

だきます。

この改正は先ほど町長からもありましたが、の提案説明でもありましたように、高知県が加茂地区で建設を進めております管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地へ、町の上水道から給水するために必要な手続きとして進めておりました、水道事業の認可変更の届け出が完了しまして、計画給水人口と計画1日最大給水量が変更となることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

参考資料のほうで説明をさせていただきたいですので、参考資料のフォルダにあります、議案第88号のファイルをお願いいたします。

これは新旧対照表でございますが、左側が現行、そして右側が改正案となっております。

資料の中ほどでございますが、第2条第3項の計画給水人口を1万3,864人から1万1,277人に。また、第2条第4項の計画1日最大給水量を、6,681立方メートルから6,733立方メートルに改正するものです。

改正案の計画給水人口及び計画1日最大給水量につきましては、平成20年度から令和2年度までの給水区域内の、人口の推移を考慮し、厚生労働省が認可申請の具体的な計算方法等について定めております水道事業等の認可等の手引き。こちらの手引きに基づきまして、それぞれ算出したものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（西森勝仁君）

以上で議案第73号から議案第88号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を5日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前11時5分